

無料低額診療事業者等の保険薬局への拡充を政府に求める意見書

我が国は国民皆保険にもかかわらず、経済的な理由で十分に医療にかかれな
い方も少なくありません。沖縄県内においては、こどもの貧困が全国ワースト1
であり、格差と貧困が広がり、経済的困難な方が多数おられます。そのような
方々に対し、一定の基準を満たせば、社会福祉法第2条3項9の「生活困難者
のために、無料または低額な料金で診療を行う事業（無料低額診療事業）」を 実
施している医療機関において診療を受けることができます。

しかし、医薬分業が進展する昨今において、保険薬局は無料低額診療事業の対
象事業になれないことから、院外処方箋を発行する無料低額診療事業の医療機
関を受診された患者の薬の自己負担はその対象となっていないため、治療を中
断する事態も生まれています。

このような深刻な状況を受け、自治体独自に無料低額診療制度を受けている
患者に対し、保険薬局での薬代助成の実施が広がっており、沖縄県内では那覇市
が実施し、利用者から喜ばれています。

よって、国においては、安心して無料低額診療事業が受けられるよう、保険薬
局も対象事業所とするよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月21日
沖縄県 豊見城市議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣
厚生労働大臣